

ふるさと納税で 東大を応援できるようになりました！

自治体と東大が連携して教育研究活動を行うことを「地域連携」と本学では位置づけています。長い年月の活動と地元の協力や信頼を得て連携協定を結んだり、さらに、「ふるさと納税」を活用した連携活動に発展することがあります。現在進行中の4つのプロジェクトをご紹介します。

岐阜県 飛騨市



飛騨市にはノーベル物理学賞受賞者を輩出したスーパーカミオカンデをはじめとする宇宙線研究施設があります。いただいた寄付金から経費等を除いた額の3割を、東京大学に寄付し、日本の基礎物理学研究発展に役立てられます。

北海道 北見市

北見市常呂自治区には様々な時代の貴重な先史文化遺跡が存在し、東京大学では、1957年以降、常呂実習施設を拠点として北海道と東北アジア地域の考古学を中心とした研究・教育を推進しています。いただいた寄付金から経費等を除いた額の3割を東京大学に寄付することで、考古学の研究と教育の発展に役立てられます。



和歌山県 新宮市

新宮市と東京大学が行う熊野学等の連携事業の推進のため、いただいた寄付金から経費等を除いた額の5割を、東京大学に寄付し、熊野地方についての研究(熊野学)の発展とそれによる地域振興、国際発信・交流の促進、学生・留学生等の体験活動・研修、熊野地方の社会教育による地域活性化、熊野における文化財の研究・保護・公開等についての協働等に役立てられます。



岩手県 釜石市



釜石市と東京大学が行う連携事業の推進のため、いただいた寄付金から経費等を除いた額の5割を、東京大学に寄付し、地域社会の発展、地域の将来を担う人材育成、学術と文化の振興を図るために役立てられます。

寄付のしかた

各ふるさと納税サイトで自治体、返礼品を選択後、「寄付金の希望使い道」で「東京大学との連携事業の推進」を選択してください。

寄付金の希望使い道

必須

◇東京大学との連携事業の推進

▼

よくあるご質問

寄付金控除のふるさと納税限度額への影響について

Q

東京大学へ寄付して税法上の優遇措置を受けると、ふるさと納税の限度額に影響はありますか？

A

影響ありません。東京大学へ寄付した場合、税法上の優遇措置として、寄付金控除が受けられます。ふるさと納税の限度額は、寄付金控除を引く前の住民税所得割額の20%が上限となっていますので、東京大学へ寄付して税法上の優遇措置を受けても、ふるさと納税の限度額に影響はありません。

[参考] 総務省 ふるさと納税ポータルサイト ふるさと納税のしくみ、住民税の算出方法について詳しく知りたい方は、各自治体にお問い合わせください。

お問い合わせ先



〒113-8654 東京都文京区本郷 7-3-1

TEL 03-5841-1217 [土日祝除く] 10:00~12:00、13:00~16:00

Email kikin.adm@gs.mail.u-tokyo.ac.jp

お問合せフォームは
こちら

